令和9年度　保育施設利用調整基準表

新・変・転
月

児童名

区分		父の状況 基本指数	父の状況 加算指数		母の状況 基本指数	母の状況 加算指数	
就労・採用予定・他児育休	160h以上	26			26		
	140～160h未満	24			24		
	120～140h未満	22			22		
	100～120h未満	20			20		
	80～100h未満	18			18		
	64～80h未満	17			17		
	採用予定（生計中心者・保育士等優先利用希望者を除く）	15			15		
	内職	16			16		
求職中・起業準備		10	倒産・解雇	5	10	倒産・解雇	5
			生計中心者	3		生計中心者	3
出産予定					33		
疾病		20	入院（1ヶ月以上）	13	20	入院（1ヶ月以上）	13
			常時臥床・指定難病			常時臥床・指定難病	
			上記以外	6		上記以外	6
障害	身体障害	20	1・2級	13	20	1・2級	13
			3級	10		3級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	20	1級	13	20	1級	13
			2級	10		2級	10
			3級	6		3級	6
	知的障害	20	Ⓐ・A・B	13	20	Ⓐ・A・B	13
			C	10		C	10
看護		20	常時臥床の親族を看護	10	20	常時臥床の親族を看護	10
			通所・通院の付添い 週5日以上	10		通所・通院の付添い 週5日以上	10
			同 週4日以上	8		同 週4日以上	8
			上記以外	4		上記以外	4
介護		20	要介護3～5	10	20	要介護3～5	10
			要介護2	8		要介護2	8
			要介護1	4		要介護1	4
	週3日以上 介護保険サービス利用あり	18			18		
災害復旧		50			50		
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4
	就学予定	11			11		
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中 等 証明あり	20	24	離婚調停中 拘禁中 等 証明あり	20
	不存在	60			60		
		計			計		

調整指数1（保育状況）		
区分		指数
記載なし		0
委託	認可保育所、認定こども園（保育所部分）又は特定地域型保育事業を利用中	5
	幼稚園に通園中	7
	家庭保育室を利用中（ベビーシッター等含む）	7
	ナーサリールームその他の認可外保育施設を利用中	7
	保育施設の一時保育を利用中	7
	事業所内保育施設を利用中	7
	保護者分離型の療育施設等を利用中	7
	養護施設入所等	15
保護者が保育	自宅にて保育	2
	自宅外にて保育	3
	育児休業中・産前産後休暇中	6
	保育施設等を利用していたが、保護者が下の子の育児休業取得に伴い、自主的に退所した児童の再入所申込み及び これと同時申込みの兄弟姉妹	11
保護者以外が保育	祖父母・その他の親族が保育	3
	知人が保育	4
勤務先にて保育		5
計		

調整指数2（加算状況）			
区分			指数
市内小規模施設卒園児等			5
転園	転居・勤務地の変更 在籍施設の移転・廃止・統合・民営化 兄弟姉妹につき同一施設へ転園希望 管外保育委託先から市内保育施設への転園 市外施設に在籍する転入予定児童の、市内施設の新規利用申込み（初回利用調整のみ） 在籍施設の廃止により弟妹が同一施設を希望不可		2
生活保護等受給世帯			5
単身赴任中			4
保護者1人につき複数の保育必要事由あり（条件付、上限1点）			1
保護者が保育士等で、市内保育施設等に勤務中又は採用予定（※1）			9
兄弟姉妹	障害児あり		3
	未就学児童あり	同一施設を第一希望とするもの	3
		上記以外	2
	未就学児童なし、かつ 小4以下の就学児童あり		1
	兄弟姉妹3人以上家庭（3人目以降の人数につき1点）		1／人
父方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不在・不明		1
父方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不在・不明		1
母方祖父	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不在・不明		1
母方祖母	同居（65歳以上または保育ができない理由あり）・別居・不在・不明		1
計			

状況別優先順位表	
不存在	1
災害復旧	2
疾病・障害	3
出産	4
看護・介護	5
就労中	6
育児休業中	7
学生	8
稼働予定	9
求職中	10
在園者	11
市外児童（管外受託）	12
育休延長許容	13

兄弟姉妹同時希望時の意向
① 同保同時
② 同保順次（上）
③ 同保順次（下）
④ 別保同時（同）
⑤ 別保同時（希）
⑥ 別保順次（同）
⑦ 別保順次（希）
⑧ その他 （　　）

合計指数

※1 「保育士等」は、保育士・保育教諭又は保育士としてみなす保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理担当職員等を、「市内保育施設等」は、市内に所在する保育施設または幼稚園をいう。市内に所在する幼稚園に勤務（予定）の場合は、預かり保育に従事する（予定がある）ことを要する。

※2 利用調整は、次の区分の順に行う。
要保護かつ要支援の市内児童 → 要保護児童 → 要支援の市内児童 → 市内一般児童 → 市外一般児童 → 要支援の市外児童 → 育休延長を許容できる児童

※3 利用調整対象児童ごとの合計指数が同点の場合は「状況別優先順位表」の順位により利用調整を行う。状況別優先順位も同順位の場合は、前年度市民税所得割額（住宅借入金等特別控除等の控除前の税額）の低い世帯の児童を優先して利用調整を行う。